

貸借対照表

(単位:円)

株式会社 協和産業

2023年9月30日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【 流動資産】	1,421,198,039	【 流動負債】	2,354,398,527
現金及び預金	1,399,119,383	短期借入金	28,800,000
未収入金	16,649,693	1年内返済予定の長期借入金	1,798,756,766
前払費用	5,210,728	リース債務	440,244
その他の流動資産	218,235	未払金	134,392,054
【 固定資産】	28,241,495,915	仮受	4,000
(有形固定資産)	27,461,047,432	未払費用	15,487,689
建物	19,120,741,577	預り金	34,993,959
建物附属設備	1,030,876,596	従業員預り金	8,810,873
構築物	25,048,252	未払法人税等	118,163,800
車両運搬具	47,272,139	未払消費税等	19,040,800
工具、器具及び備品	190,238,657	前受家賃	183,508,342
土地	14,721,523,434	賞与引当金	12,000,000
リース資産	3,081,708		
建設仮勘定	401,970,000	【 固定負債】	23,265,661,627
一括償却資産	10,489,499	長期借入金	22,956,197,367
減価償却累計額	△ 8,090,194,430	リース債務	807,114
(無形固定資産)	341,101,022	預り保証金	190,328,864
電話加入権	169,968	長期未払金	17,675,892
ソフトウェア	327,514	社債	64,000,000
施設利用権	1,403,084	退職給付引当金	36,652,390
借地権	339,200,456	負債の部計	25,620,060,154
(投資その他の資産)	439,347,461	純資産の部	
関係会社株式	40,000,000	【 株主資本】	4,042,633,800
出資資金	215,811,000	[資本金]	90,000,000
長期前払費用	24,823,581	[資本剰余金]	290,000,000
繰延税金資産	28,458,045	資本準備金	290,000,000
繰延消費税額等	112,360,735	[利益剰余金]	3,662,633,800
会員権	8,865,000	(その他利益剰余金)	3,662,633,800
保証金	9,029,100	繰越利益剰余金	3,662,633,800
		純資産の部計	4,042,633,800
資産の部計	29,662,693,954	負債・純資産の部計	29,662,693,954

損益計算書

(単位:円)

自 2022年10月 1日

至 2023年 9月30日

株式会社 協和産業

科 目	金 額
【 売 上 高 】	
賃 貸 収 入	2,843,203,192
敷 引 礼 金	15,775,000
水 道 光 熱 収 入	99,184,433
コインランドリー収入	2,301,704
自動販売機手数料収入	8,850,077
管 理 手 数 料 収 入	70,286,383
違 約 金 収 入	10,207,170
保 險 収 入	80,141,879
	3,129,949,838
【 売 上 原 価 】	
不 動 產 賃 貸 原 価	1,641,458,440
外 注 管 理 費	33,303,015
売 上 総 利 益	1,455,188,383
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】	430,336,845
営 業 利 益	1,024,851,538
【 営 業 外 収 益 】	
受 取 利 息	83,813
受 取 配 当 金	3,534,500
雜 収 入	48,613,413
	52,231,726
【 営 業 外 費 用 】	
支 払 利 息	499,798,588
雜 損 失	13,063,431
經 常 利 益	512,862,019
【 特 別 利 益 】	
固 定 資 產 売 却 益	909
税 引 前 当 期 純 利 益	564,222,154
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,499,565
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,710,890
当 期 純 利 益	191,788,675
	372,433,479

株主資本等変動計算書

(単位：円)

株式会社 協和産業

自 2022年10月1日
至 2023年9月30日

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本	剰余金	利益	剰余金	株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	90,000,000	290,000,000	290,000,000	3,290,200,321	3,290,200,321	3,670,200,321	3,670,200,321	
当期変動額								
当期純利益				372,433,479	372,433,479	372,433,479	372,433,479	
当期変動額合計				372,433,479	372,433,479	372,433,479	372,433,479	
当期末残高	90,000,000	290,000,000	290,000,000	3,662,633,800	3,662,633,800	4,042,633,800	4,042,633,800	

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

株式会社協和産業

取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士

公江正典
手島達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和産業の2022年10月1日から2023年9月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。